

多度津町農業委員会議事録

令和3年6月18日午前8時56分より午前9時20分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（6名）

2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（1名）	12番委員	篠原壽雄
農地利用最適化推進委員（2名）	1番委員	堀家徹
	5番委員	山地文

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	吉田 清司
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

- 事務局長 おはようございます。
ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 (挨拶)
- 事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本日の出欠状況についてですが、篠原委員、堀家推進委員、山地推進委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。
本日は農業委員14名中13名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。
続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。
- 議長 それでは、早速進めさせていただきたいと思います。
まず最初に、本日の署名委員を指名させていただきたいと思ます。
5番の横關委員さん、6番の斯波委員さん、よろしくお願ひします。
続きまして、昨日の小委員会の報告を細川委員さんのほうからよろしくお願ひいたします。
- 細川委員 それでは、昨日現地確認をしてきましたので、その報告を致します。
議案第2号の農地は、家の前に固まっており、特に問題はないです。それから、議案第3号の1番と2番ですが、これについても特に問題はございません。
以上です。
- 議長 ありがとうございます。
ただいまご報告をいただきましたけれども、この報告について何かご意見ありませんか。
(なし の声あり)
- 議長 ないようですので、もしあれば議案のところでもたご意見を伺いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案審議を行いたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借
解約通知について、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番から番号3番につきましては、香川
県農地機構を通して貸借していたものを解約しました。

なお、2番と3番で解約した農地につきましては、議案第2号の農
地法第3条申請にて売買予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明ありましたけども、ご意見、ご質問等あり
ましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第1号につきましては報告案件というふう
なことでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡理由は経営縮小、譲受け理由は経営規
模の拡大となっております。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ
総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の
全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅か
ら近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000
平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2
項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えま
す。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明ありましたけども、何かご意見、ご質問ありましたら
よろしくお願ひします。

参考までに価格を教えてください。

事務局

6筆で30万円となっております。

議長

何かご質問ありませんか。

地元の委員さんからも何かございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第2号につきまして承認することにご異議
ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございました。異議なしということで、議案第2号を承
認といたしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、議案書の修正をお願いします。

番号2番の譲渡し人の氏名の欄ですが、現在点の表示になってお
り、正しく表示されておられません。正しくは●●●●になります。こ
ちらのホワイトボードをご覧ください。●●の●●、が外字となっ
ており、3画目のはらいの部分がない●●、になります。申し訳ありま
せんが、修正をよろしくをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明しま
す。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地であり
ましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得
ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由と
して分譲住宅2区画となっております。まず農地の区分と目的につ
きましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年8月10日、工
事完了が令和6年8月9日となっており、転用の確実性は認められま
す。資金計画ですが、土地代、造成費、建築費で合計1,650万円
となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については
1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明しま
す。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地であり
ましたが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得

ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として分家住宅となっておりますので、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和3年8月7日、工事完了が令和4年7月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費で合計2,099万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

以上、2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明で、何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ありがとうございました。ないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございました。異議なしということで、議案第3号を承認といたしたいと思ひます。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

農業委員会法等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員さん、一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

事務局

議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記載しております借手へ貸付けをいたします。貸付期間につきましては記載のとおりです。合計といたしまして、6筆5,268平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、6月22日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明で、何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第4号について承認とすることにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございました。異議なしということですので、議案第4号を承認といたしたいと思います。

(●●委員着席)

議長

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

こちらは、農用地利用配分計画案となっております、農業委員会において意見聴取することとなっております。香川県農地機構から右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。そのため、土地所有者である貸手から、香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借手への貸借について、耕作者を変更して貸借を設定するということとなります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらよろしく願います。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようですので、議案第5号を承認とすることにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第5号を承認といたしたいと思えます。ありがとうございました。

以上で議案のほうの審議を終えるわけですが、その他で事務局よりありましたらよろしく願いいたします。

事務局長 事務局より3点ご報告させていただきます。

1点目は、相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてです。

事務局 【その他3点について事務局より説明】

事務局長 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

7月の小委員会は、15日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は、4番三野委員、推進委員は4番大谷委員にお願いしたいと思います。

定例会は、16日金曜日の午前9時から第1会議室で行います。署名委員は、7番矢野委員、8番中村委員、9番秋山委員のうち、2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長 ありがとうございました。

全体を通して何かご意見、ご質問等あればよろしく願いします。

先日、皆さん方のご意見をお伺いして取り決めたということで、来月当番委員さんの報告がありましたけども、今月で農業委員の最後の細川委員さんまで小委員会の報告をしていただきましたので、大変申し訳ないんですけども、来月からは4番の大谷委員さんのほうから順次推進委員さんの一通り回るまで、推進委員さんのほうからの小委員会の報告というふうなことでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、冒頭をお願いを申しましたようなことで、大変ご協力をいただきまして、短時間で審議、定例会を終えることができました。皆様方のご協力のおかげかと思っております。本日はどうも大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

これで閉会させていただきます。